

焼津市告示第 186 号

令和 2 年度焼津市自転車保険加入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日

焼津市長 中 野 弘 道

令和 2 年度焼津市自転車保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、自転車保険（赤色 T S マーク付帯保険）の加入を促進することにより、自転車の安全と適正な利用を図るため、赤色 T S マーク付帯保険の加入者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和 60 年焼津市規則第 1 号）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 63 条の 3 に規定する普通自転車をいう。
- (2) 赤色 T S マーク 公益財団法人日本交通管理技術協会が発行する標示物で、自転車安全整備士が普通自転車の点検整備を行い、当該普通自転車が道路交通法の規定に適合するものであることを確認したことを証するためのものであって、その種別が第二種であるものをいう。
- (3) 赤色 T S マーク付帯保険 普通自転車に貼付される赤色 T S マークに付帯する賠償責任補償及び傷害補償並びに被害者見舞金を内容とする自転車保険をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) この要綱の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に赤色 T S マーク付帯保険に加入した者

(補助額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、赤色 T S マーク付帯保険に加入する際の点検及び整備料金並びに付帯保険加入料金とする。

2 補助金の額は、1,000 円を上限とする。

3 この要綱による補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回限りとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、焼津市自転車保険加入促進事業補助金申請兼請求書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 赤色 T S マーク付帯保険加入書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 未成年者が所有する自転車に対する補助金の交付申請は、原則として当該未成年者の保護者又はこれに準ずる者が行うものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、焼津市自転車保険加入促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合は、交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度分の補助金に適用する。